平成２３年（フ）第３１８号
愛知県蒲郡市鹿島町柴崎33番地１
債務者　ろばた千賀ことくにこと　杉山　義雄
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３１９号
愛知県豊川市御油町東沢１番地の１　御油住宅３棟501号
債務者　志賀　清子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２２号
愛知県田原市神戸町久保川８番地１　エクセルコート久保川503号
債務者　神藤　　潤
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２５号
愛知県豊橋市東岩田２丁目16番地22、従前の住所愛知県豊橋市多米中町２丁目３番地の27
債務者　山本　　豊
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３３８号
愛知県豊橋市多米中町１丁目14番地６　102、従前の住所愛知県豊橋市花田町字中ノ坪132番地　Ｂ―101
債務者　落合　郁未（旧姓大野）
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６５８号
川崎市幸区小倉1058番地１　クローバーハウス102
債務者　立花　　健
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７００号
川崎市高津区坂戸１丁目６番23―301号　グレース秀栄
債務者　三原　　清
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４７３号
東京都三鷹市大沢１丁目１番50号三鷹荘218
債務者　最上　百世
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８７号
愛知県西尾市住崎５丁目47番地　ファミール・Ｆ103号室
債務者　橋本ジェラルドこと　サーレス　ジェラルド　ハシモト
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
愛知県西尾市住崎５丁目47番地　ファミール・Ｆ103号室
債務者　サーレス　カーラ　クリスチナ　デソウザ
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
島根県出雲市荒茅町387番地
債務者　三浦　良子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１８３号
静岡県富士市松岡1805番地の54　市営住宅四丁河原団地Ｄ棟105号
債務者　赤井　榮子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３１３号
愛知県豊橋市浪ノ上町３番地５　301
債務者　石部　知里
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３３１号
愛知県豊橋市中野町字平北１番地の８　１―204
債務者　遠藤　清美
１　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部